

令和6年度 鶏卵の試買調査の結果 について

1 調査の目的

当協議会は、生食用として一般消費者に販売される国産殻付き鶏卵の表示の適正化を図るため、平成21年に公正取引委員会の承認を得て設立された。

今回、試買調査を行うことにより市場で販売されている鶏卵について、その表示が公正競争規約や食品表示法に適合しているかどうかの確認を行い、鶏卵における表示の適正化を推進し、公正な競争の確保を図ることとした。

2 調査の実施

(1) 調査対象鶏卵

全国女性団体連絡協議会（2022年名称変更、旧全国地域婦人団体連絡協議会）に協力を頂き無作為に量販店等で購入した39商品を対象とした。

これらの商品の事業者数は30社で、うち鶏卵公正取引協議会の会員数は12社であり、2商品（別紙B18、B19）が公正マーク品であった。また、農林水産省規格に適合しているのは2商品（A12、A15）であった。

39商品のうち栄養強化卵は22商品、普通卵は17商品であった。

購入県は、北から青森県、岩手県、茨城県、埼玉県、愛知県、石川県、兵庫県、佐賀県にて各5パックを購入（1名4パック）した。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は令和7年1月21日（火）～31日（金）

(3) 調査項目及び方法

令和2年度の調査より「表示」の適正状況に焦点を当てるため、ラベルに記載してある事項について適法性、妥当性の確認を行っている。

①ラベルの表示内容チェック

- 1) 食品表示法および食品表示基準にラベルの表示内容が適合しているか
- 2) 農水省規格品に関しては、鶏卵規格取引要綱に準じた表示をしているか
- 3) 公正競争規約及び施行規則に表示内容が準じているか

なお、各基準による表示必要項目は以下の通りである。(○印が表示必要項目)

表1) 鶏卵表示の関連性

	食品表示基準	鶏卵規格取引要綱	公正競争規約
	法律	農水規格品に適用	業界自主ルール
①名称	○	○	○
②原産地	○	○	○
③内容量		SS~LL かつ ○g以上○g未満	SS~LL または ○g以上○g未満 または 正味重量
④等級		農水規格 10kg箱のみ	規格取引要綱による (農水規格10kg箱のみ)
⑤賞味期限	○	○	○
⑥保存方法	○	○	○
⑦使用方法	○	○	○
⑧採卵者又は選別 包装者の氏名住所	○	○	○
⑨卵重計量責任者		農水規格 パック詰鶏卵	規格取引要綱による (農水規格パック詰鶏卵)
⑩容器識別マーク	○	○	○

ラベル表示のチェック項目は、鶏卵の表示に関する公正競争規約（以下、「規約」）第3条 必要表示事項および施行規則第2条を基準に評価した。また、栄養強化卵の栄養成分表示については、規約第2条第4項に基づき評価した。

各表示事項の評価詳細は、以下の通りである。

i) 名称の評価

「名称 鶏卵」と記載された場合は、名称◎。「名称 鶏卵 (○○産)」は名称○、「鶏卵」のみは名称△、それ以外は「名称×」とした。

ii) 原産地名の評価

「原産地 ○○産」と記載された場合は、原産地○。「鶏卵（○○産）」は原産地○、「国産鶏卵」は原産地△、それ以外は原産地×とした。

iii) 内容量の評価

「農水規格品」（SS～LL かつ○g 以上○未満）は農水規格○

「農水規格品ではなく公取規約に準じた表示品」は内容量○、「内容量の表示なし」は内容量×とした。

iv) 賞味期限の評価

賞味期限表示が、施行規則第2条の6例に準じた表示は、賞味期限○、それ以外は賞味期限×とした。

v) 保存方法・使用方法の評価

施行規則第2条第1項第6号のア・イの記載例に準じ、具体的に記載している場合は、保存方法○、使用方法○。それ以外の表示は、それぞれ△。表示なしは×とした。

vi) 採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所の評価

記載ありは選別包装者○、記載無しまたはそれ以外の表示は選別包装者×とした。

vii) 卵重計量責任者の評価

卵重計量責任者の表示は、農水規格である。農水規格品で記載ありは、卵重計量責任者○、記載無しは×とした。農水規格品以外で記載がある場合、卵重計量責任者ありとした。

viii) 資源有効利用促進法の容器識別マークの評価

「プラ」または「紙」マークの表示ありは、識別マーク○。表示なしは識別マーク×とした。

②内容量確認（個卵重の計量）

重量については、計量はかりにより個卵重の測定を行った。

③栄養強化卵の成分分析（鶏卵は栄養成分表示は任意）

栄養成分が表示されている商品について、一般財団法人日本食品分析センターに分析を依頼した。

分析試験を実施した項目は、表2のとおりである。

表2) 分析依頼成分一覧

試験項目	商品数
ビタミンDのみ	2
ビタミンEのみ	11
α -リノレン酸のみ	2
ヨウ素のみ	2
葉酸のみ	1
ビタミンD、E	1
ビタミンD、E、DHA	2
ビタミンE、B12、ヨウ素、葉酸	1

3 調査結果の概要

(1) ラベル表示

ラベル表示の調査結果は、上記①の評価方法での評価結果を下記に報告する。

※詳細は別紙「試買商品ラベル確認必要表示一覧」を参照

i) 名称

「名称 鶏卵」は名称◎	9 商品	全 39 商品中
「名称 鶏卵 (〇〇産)」は名称○	17 商品	
「鶏卵」のみは名称△	0 商品	
それ以外は「名称×」	13 商品	

ii) 原産地

「原産地 〇〇産」は原産地◎	6 商品	全 39 商品中
「鶏卵 (〇〇産)」は原産地○	13 商品	
「国産鶏卵」は原産地△、	12 商品	
それ以外は原産地×	8 商品	

iii) 内容量

「農水規格品」は農水規格○	2 商品	全 39 商品中
「公取規約準じ品」は内容量○	34 商品	
「内容量表示なし」は内容量×	3 商品	

iv) 賞味期限

施行規則の 6 例に準じ品は、賞味期限○	35 商品	全 39 商品中
それ以外は、賞味期限×	4 商品	

v) 保存方法・使用方法（具体的記載）

保存方法○	36 商品	全 39 商品中
保存方法△	2 商品	
保存方法×	1 商品	
使用方法○	37 商品	
使用方法×	1 商品	

vi) 選別包装者

記載ありは選別包装者○	36 商品	全 39 商品中
記載無し・それ以外は選別包装者×	3 商品	

vii) 卵重計量責任者（農水規格品以外は参考）

農水規格品 記載あり○	2 商品	全 39 商品中
農水規格品 記載無し×	0 商品	
農水規格品以外 記載あり	32 商品	
農水規格品以外 記載なし	5 商品	

viii) 資源有効利用促進法の識別マーク

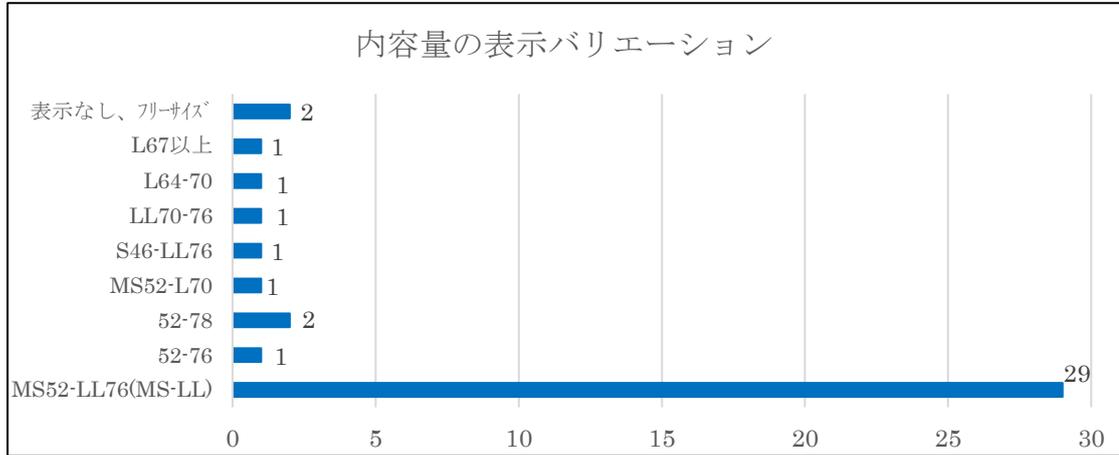
表示ありは、識別マーク○	32 商品	全 39 商品中
表示不十分は、識別マーク△	2 商品	
表示なしは識別マーク×	5 商品	

※容器「プラ」マークはあるが、内包書に「紙」マークなしを△とした

(2) 内容量確認 (個卵重の計量)

内容量表示のない2商品については、適合性は確認できなかったが、その他37商品については、全て表示重量に適合していた。表示パターンは、下記表3の通りである。

表3) 内容量表示パターン (全39商品)



(3) 栄養強化卵の成分分析

表4) 分析結果一覧

B商品	栄養成分	単位	表示値	100g換算	誤差	許容範囲	分析値	判定	備考
1	ビタミンE	mg	35mg/100g	35.0	-20~+50%	28.0 ~ 52.5	42.0	○	
2	ビタミンE	mg	5.0~10.0mg/100g	5.0~10.0		5.0 ~ 10.0	13.7	過剰	
3	ビタミンE	mg	7.0mg/100g	7.0	-20~+50%	5.6 ~ 10.5	10.7	○	
4	α-リノレン酸	mg	90μg/100g	90	-20~+50%	72.0 ~ 135.0	140	過剰	誤差範囲
5	α-リノレン酸	mg	100mg/100g	100	-20~+50%	80.0 ~ 150.0	100	○	
6	ビタミンD	μg	3.0~6.0μ/100g	3.0~6.0		3.0 ~ 6.0	6.8	過剰	誤差範囲
	ビタミンE	mg	5.0~10.0mg/100g	5.0~10.0		5.0 ~ 10.0	8.1	○	
7	ビタミンE	mg	8.0~12.0mg/100g	8.0~12.0		8.0 ~ 12.0	11.6	○	
8	ビタミンE	mg	4.0mg/100g	4.0	-20~+50%	3.2 ~ 6.0	11.9	過剰	
9	ヨウ素	μg	1300μg/100g	1300	-20~+50%	1040 ~ 1950	1800	○	
10	ビタミンE	mg	5.0~10.0mg/100g	5.0~10.0		5.0 ~ 10.0	7.9	○	
	ビタミンD	μg	3.5~9.0μg/100g	3.5~9.0		3.5 ~ 9.0	6	○	
11	ビタミンE	mg	10.0mg/100g	10.0	-20~+50%	8.0 ~ 15.0	13.3	○	
	DHA(n-3脂肪)	mg	200mg/100g	200	-20~+20%	160 ~ 240	250	過剰	誤差範囲
12	ビタミンE	mg	13.0mg/100g	13.0	-20~+50%	10.4 ~ 19.5	12.5	○	
13	ビタミンD	μg	11.0μg/100g	11.0	-20~+50%	9.0 ~ 16.5	10.5	○	
						13.0 ~ 16.5		×	
14	ビタミンE	mg	6.0~10.0mg/100g	6.0~10.0	-20~+50%	6.0 ~ 10.0	8.4	○	
15	ビタミンD	μg	5.0μg/100g	5.0	-20~+50%	4.0 ~ 7.5	7.4	○	
16	ビタミンE	mg	6.0~17.0mg/100g	6.0~17.0	-20~+50%	6.0 ~ 12.0	3.6	不足	
						8.5 ~ 17.0			
17	ビタミンE	mg	10.0mg/100g	10.0	-20~+50%	8.0 ~ 15.0	12.8	○	
	ビタミンD	μg	3.5~9.0μg/100g	6.8		3.5 ~ 9.0	6.8	○	
18	DHA(n-3脂肪)	mg	200mg/100g	200	-20~+20%	160 ~ 240	210	○	
	ビタミンE	mg	6.8mg/100g	6.8	-20~+50%	6.5 ~ 10.2	14.6	過剰	5倍表示
	ビタミンB12	μg	2.4μg/100g	2.4	-20~+80%	2.2 ~ 4.3	4.1	○	2倍表示
	ヨウ素	μg	1400μg/100g	1400	-20~+50%	1120 ~ 2100	1900	○	
	葉酸	μg	100μg/100g	100	-20~+80%	98 ~ 180	130	○	2倍表示
19	ビタミンE	mg	3.0mg/100g	3	-20~+50%	2.4 ~ 4.5	4.1	○	
20	ビタミンE	mg	10.0mg/100g	10.0	-20~+50%	8.0 ~ 15.0	10.7	○	
21	ヨウ素	μg	1300μg/100g	1300	-20~+50%	1040 ~ 1950	1600	○	
22	葉酸	μg	110μg/100g	110	-20~+80%	88 ~ 198	150	○	

上記表4のように商品番号16以外は、全て表示値以上の分析結果であった。一方許容範囲以上に上限を上回る商品が6品（商品番号2, 4, 6, 8, 11, 18）あった。

また、「〇倍」と強調表示する場合は、〇倍以上でなければならない（食品表示法）と規定されているのに対し、〇倍以下が1品（商品番号13）あった。

(4) その他の表示について

商品を一般消費者の手にとってもらうため表示上の様々な工夫を行っていた。以下に示す件数は、全39商品に対しての件数である。

本表示に関する傾向として、栄養強化卵は飼料等への工夫によって栄養成分を強化しているため飼料へのこだわりを訴える商品が目立った。

一方、普通卵は栄養成分を訴求しないかわりに飼料の品質や天然水など飼養環境に関する訴求を行うというイメージ戦略をとっていることが伺えた。

なお、日本食品基準が2020年第八訂に更新されず、2015年第七訂のまま表示されているものが2商品あった。

遺伝子組み換えの混入を防ぐ分別生産流通管理の飼料を使用等	3件
サルモネラワクチン接種等のサルモネラ対策の実施	4件
海藻、飼料米など餌への工夫に関するもの	17件
天然水やマイナスイオン水の使用に関するもの	2件
放し飼い、平飼い	4件
その他	8件
内	
・衛生管理の行き届いた農場	1件
・日本食品基準2015を使用	2件
・生食用国産鶏卵	1件
訳	
・元気な若鶏だけから採卵	1件
・アレルギー表示	1件
・原料原産地	1件
・選ばれて、No1	1件

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が△または×の評価の事業者には改善を要請する。重量については、全て表示通りに適合していたが、ミックス卵についての表示は、今後の課題とし検討する。

また、改善要請した商品については、次年度も購入し表示内容を確認するようにする。

以上